



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

○ 告示

- 792 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 793 生活保護法による介護機関の指定(福祉保健総務課)
- 794 平成20年度狩猟免許試験の実施 (果樹園芸課)
- 795 平成20年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 ( " )
- 796 基本測量の実施 (技術調査課)
- 797 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 798 都市計画事業の認可 (住宅環境課)

○ 選挙管理委員会告示

- 48 政治団体の設立の届出
- 49 政治団体の届出事項の異動の届出
- 50 政治団体の解散の届出
- 51 政治団体の収支報告書の要旨
- 52 資金管理団体の届出事項の異動の届出

○ 内水面漁場管理委員会指示

- 1 漁業法の規定によるコイの持ち出し及び放流等の禁止

## 告 示

和歌山県告示第792号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年5月20日指定した。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
コミック	絶対恋愛スウィート 6月号	15557-06	笠倉出版社
コミック	miniバラ ウーマン劇場6/7増刊号	11816-6/7	竹書房
コミック	miniラブ vol.4	20557-6/10	日本文芸社
月刊誌	裏モノJAPAN 6月号	01805-6	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント 6月号	05267-6	竹書房

雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル vol.2	02092-6	ぶんか社
月刊誌	特冊新鮮組DX 6月号	06681-6	竹書房
月刊誌	ブブカ 6月号	17885-06	コアマガジン
雑誌	フラッシュ・エキサイトイング6/5増刊号	27726-6/5	光文社
月刊誌	実話マッドマックス 6月号	15279-06	コアマガジン
月刊誌	月刊クリーム 6月号	03299-6	ワイレア出版
月刊誌	ジェイスパーク 6月号	86257-06	トライマックス
雑誌	芸能アイドル裏JAPAN vol.1.11	62871-80	メディアソフト
月刊誌	決定版! XX 6月号	13319-6	ミリオン出版
雑誌	別冊劇画マッドマックス vol.4	03370-06	コアマガジン
雑誌	.net実話アングラーEX vol.1.12	63426-21	晋遊舎
月刊誌	月刊エンタメ 6月号	02053-06	徳間書店
月刊誌	実話ナックルズ 6月号	04877-6	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 6月号	02091-6	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第793号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社三毛商店	和歌山市上三毛552	ケアセンター憩いの里船戸	岩出市船戸116	居宅介護支援	平成20.3.1

通所介護・介護  
予防通所介護 平成  
20.3.31

和歌山県告示第794号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定により、平成20年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 狩猟免許試験の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月15日	火	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
7月15日	火	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1
7月15日	火	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘2-4-8
8月17日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
8月17日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猟具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猟具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猟免許に係るもの

a わなの猟具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猟具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猟免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装てん、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測等猟具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猟免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装てん及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟に関する法令並びに猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者については、他の試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正

する法律(平成18年法律第67号)による改正前の法第39条第3項の規定による網・わな猟免許(以下「旧免許」という。)又は法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び狩猟に関する法令並びに鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

(1) 狩猟免許試験受験票

(2) 筆記用具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受験を希望する試験日の14日前までに住所地を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの(縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許手数料

5,300円(和歌山県証紙)とする。ただし、旧免許、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、4,000円とする。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4

条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けている者は、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者は、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書

8 その他

狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

和歌山県告示第795号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条の規定により、平成20年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 適性試験及び講習の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地
7月28日	月	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1
8月19日	火	午後1時30分	上富田文化会館	上富田町朝来758-1
8月27日	水	午後1時30分	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月29日	金	午後1時30分	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通1-1

2 適性試験

試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習内容

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟に関する法令 45分
- (2) 鳥獣の判別 45分
- (3) 猟具の取扱い 45分
- (4) 鳥獣の保護管理 45分

4 適性試験及び講習対象者

- (1) 県内に住所を有し、平成17年9月15日から平成20年9月14日までの有効期間を有する狩猟免許を受けている者で当該狩猟免許と同種類の狩猟免許の更新を受けようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に掲げる者を除く。
- (2) (1)の該当者のうち、有効期間が満了していない異なる種の狩猟免許を受けている者については、当該狩猟免許についても更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許更新講習及び適性試験受講票
- (2) 筆記用具
- (3) 講習テキスト

6 適性試験及び講習の申込み

適性試験及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要な事項を記載し、次の書類等を添付の上、受講を希望する適性試験及び講習開催日の10日前までに住所を管轄する振興局農業振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に定める県の休日を除くものとし、申込時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

最近6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無

背景のもの(縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル)で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載のこと。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(和歌山県証紙)とする。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可(狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃を所持しようとする者は、公安委員会の許可を受けなければならない。)を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当しないことを証する医師の診断書

7 その他

講習及び適性試験開始時刻に遅れた者の受講は、認めない。

和歌山県告示第796号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があつたので、次のとおり公示する。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報(標高・オルソ)作成作業)

2 作業期間 平成20年5月1日から平成21年3月20日まで

3 作業地域 和歌山市、海南市、有田市、御坊市、紀の川

市、岩出市、紀美野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第797号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年5月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2983	岩出市岡田字嶋田789番2の一部	和歌山市太田479番地3株式会社幸福建設代表取締役金沢公英	平成20.5.20	6.00	51.73

1 施行者の名称

岩出市

2 都市計画事業の種類及び名称

岩出都市計画公園事業 3・3・1 さぎのせ公園

3 事業施行期間

自 平成20年5月30日

至 平成23年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

岩出市中島字鷺ノ瀬、中島字川添

(2) 使用の部分

岩出市中島字鷺ノ瀬、中島字川添

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

和歌山県告示第798号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
内芝よしあき後援会	上出勝	上本和夫	日高郡由良町里245-4	平成20.4.1	政治団体	
武田丈夫後援会	寺岡諒	武田美帆	東牟婁郡古座川町瀨野555番地	平成20.4.14	政治団体	
西前けいいち後援会	村上計成	柿本茂和	東牟婁郡古座川町高池530番地	平成20.5.8	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
和歌山県社会保険労務士政治連盟	代表者	牧宮幸一郎	戌亥功	平成20.3.31	政治団体	
	会計責任者	坂口育生	篠功	平成20.3.31	政治団体	
山田好雄後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市吉原1168	和歌山市岡山丁40	平成20.3.31	政治団体	
多田純一後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市鳴神449-10	和歌山市鳴神88番地の11	平成20.4.1	政治団体	

自由民主党和歌山県支部連合会	代表者	谷本龍哉	世耕弘成	平成 20.4.17	政党の支部	
中西みねお後援会	会計責任者	中西小百合	中西照子	平成 20.4.18	政治団体	
橋爪美恵子後援会	会計責任者	青石真次	中西源蔵	平成 20.4.18	政治団体	
大艸主馬後援会	会計責任者	井本有一	小崎一教	平成 20.4.21	政治団体	
島幸一後援会	会計責任者	巽重弘	島紀郎	平成 20.4.28	政治団体	
渡辺忠広後援会	会計責任者	小藪真一	網本源次郎	平成 20.4.21	政治団体	
自由民主党遺族会和歌山県支部	代表者	加藤清	福本芳一	平成 20.5.12	政党の支部	
	会計責任者	服部康伸	加藤清	平成 20.5.12	政党の支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
福井康雄後援会	福井允子	平成 19.12.28	平成 20.5.7

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年5月20日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	福井康雄後援会	
報告年月日	平成20年5月7日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	23,620	
ア 前年繰越額	23,620	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分	
	(イ)の寄附のうちあつせんによるもの	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況		
(* 印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	福井康雄後援会	
報告年月日	平成20年5月7日	
資金管理団体の届出をした者の氏名		
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
1 収入総額	23,620	
ア 前年繰越額	23,620	
イ 本年収入額	0	
2 支出総額	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

和歌山県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった

ので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年5月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
多田純一	和歌山県議会議員	多田純一後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市鳴神449-10	和歌山市鳴神88番地の11	平成20.4.1

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）の持ち出し及び放流等に関して次のとおり指示する。

平成20年5月30日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 奥野 恒太郎

1 指示の内容

(1) 持ち出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「当該水域」という。）においては、和歌山県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出し、他の水域に放流してはならない。

イ 知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のことを遵守すること。

ア PCR検査によりそのコイ群がコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

(3) (1) 及び (2) の規定は、採捕したコイを同一水系に放流する場合は適用しない。

2 指示期間

平成20年6月2日から平成21年6月1日まで